

標準規格策定と知的財産権行使に関する 欧州委員会の新ルール

——欧州委員会「新・水平的協定ガイドライン」の概要

弁護士*・元公正取引委員会審査専門官（審査局・知的財産タスクフォース）

平山賢太郎 Kentaro Hirayama

経済のグローバル化の中で、標準化活動がICT（情報通信技術）分野その他のさまざまな産業分野において重要性を増しているところ、国際標準において採用されることを視野に入れた研究開発活動が盛んになるなど、研究開発と標準化活動が密接な関係を有するようになってきている。欧州委員会の新・水平的協定ガイドライン（標準化協定章）は、標準化活動および必須知的財産権の取扱いについて具体的指針を提示したものであり、わが国における標準化活動やわが国事業者による国際的事業活動に対しても重要な示唆を与えるものである。

* アンダーソン・毛利・友常法律事務所

かにしている。

I はじめに

1 新・水平的協定ガイドライン

欧州委員会は、新たな水平的協定ガイドライン（*Guidelines on the applicability of Article 101 of the Treaty on the Functioning of the European Union to horizontal co-operation agreements* (2011/C 11/01)。以下「新・水平的協定ガイドライン」という）を公表し、2011年1月14日付EU官報に掲載された⁽¹⁾。

競争業者間においては、共同研究開発、共同生産、共同購買、標準化活動、情報交換等がしばしば行われているところ、これらの活動は価格低下や品質向上を通じて消費者厚生を増大することがあり得る一方で、その逆の帰結につながることもあり得るので、競争法上の検討が必要となる。新・水平的協定ガイドラインは、これらの活動に対して具体的指針を示すことにより、競争業者間の水平的協定がどのような場合に欧州連合の機能に関する条約（以下「条約」という）101条（競争制限的協定の禁止）違反と評価されるのか明らか

(1) 旧ガイドライン（*Guidelines on the applicability of Article 81 to horizontal co-operation agreements* (2001/C 3/02)）の改訂版に相当する。なお、新・水平的協定ガイドラインの策定経緯等に関する欧州委員会競争総局職員による解説として、Donn-cadh Woods, *The New EU Competition Rules for Co-operation Between Competitors of December 2010*, 2(1) CPI ANTI-TRUST CHRON., (2011) がある。

2 標準化協定章

新・水平的協定ガイドラインは、旧ガイドラインと同様、標準化協定（*Standardisation Agreements*）について1章を割いて（第7章。以下「標準化協定章」という）指針を示している⁽²⁾。

旧ガイドラインは標準化活動について一定の指針を与えるものではあったが、不明確な点も多く残されていたので、その後も知的財産権、とりわけ標準の実施に必須の知的財産権に基づく権利行使に関連して問題が生じていた⁽³⁾。標準化協定章は、標準化協定が通常は条約101条に違反しないものと判断される場合（いわゆるセーフハーバー）を具体的に明示することにより、標準化活動をめぐる競争

法上の分析に関する不確実性を減少させるとともに、必須知的財産権ライセンスが公正、合理的かつ非差別的な条件（以下「FRAND条件」という）によって行われるよう促しているものと考えられる。

以下、Ⅱにおいて標準化協定章の記載内容について客観的に説明した上で、Ⅲにおいて筆者の評価について言及する（かっこ書にて新・水平的協定ガイドラインの項番号に適宜言及する）。なお、本稿中意見にわたる部分は筆者の個人的見解である。

- (2) 標準化協定章は業界団体または競争業者同士で策定される標準約款その他の標準取引条件をも検討対象としているが、本稿においては触れないこととする。
- (3) 欧州委員会が必須知的財産権等の行使に関連する競争法上の問題について審査を行った例として、ラムバスに対する件（欧州委員会決定2009年12月9日(Case COMP/38.636)）や、クアルコムに対する件（欧州委員会公表文2009年11月24日(MEMO/09/516)参照）がある。また、欧州委員会が標準に関連する知的財産権ライセンスのあり方について考え方を示した最近の例について後掲注(10)参照。

Ⅱ 標準化協定章の概要

1 標準化協定の意義および検討対象市場

標準化協定章は、その検討対象とする「標準化協定」を定義した上で、標準化協定が影響を及ぼし得る市場（検討対象市場）として、旧ガイドラインに記されていた検討対象市場に技術市場を新たに加え、4種の市場を列挙している。

標準化協定章が技術市場を検討対象市場に加えたことは、旧ガイドライン公表後、標準策定後における必須知的財産権にかかるライセンス供与条件をめぐってさまざまな競争法上の問題が生じていることと無関係ではないように思われる。

(1) 標準化協定

標準化協定とは、現在または将来の製品、製造プロセス、役務または製造方法が満たすべき技術上または品質上の要求事項にかかる定義を第一目的とする協定をいう（257項）⁽⁴⁾。

(2) 標準化協定の形態

標準化は、コンソーシアムやフォーラムを通じて行われる場合、欧州もしくは各国の標準化団体における合意による場合、また事業者間合意による場合もある（257項脚注）。欧州標準化機関（欧州標準化委員会（CEN）・欧州電気標準化委員会（Cenelec）・欧州電気通信標準化機構（ETSI））は、条約101条および102条における事業者または事業者団体とみなされる限りにおいて競争法の適用を受ける（258項）。

(3) 検討対象市場（関連市場）

標準化協定は当該標準に関連する商品役務にかかる市場に影響を及ぼし得る（商品役務市場）。標準化において技術選択が行われる場合および知的財産権が商品とは独立に取引される場合には、標準化協定は関連する技術にかかる市場にも影響を及ぼし得る（技術市場）。さまざまな標準化団体または標準化協定が存在する場合には、標準化にかかる市場が影響を受け得る（標準化市場）。また、実験および認証について上記の各市場から独立した市場が影響を受ける場合がある（実験・技術認証市場）（261項）。

- (4) 公権力行使の一環として策定される技術標準や、自由業の開業資格その他の専門的サービス業にかかる標準は標準化協定章における検討対象ではない（258項）。

2 条約101条1項に基づく分析に関する記載

水平的協定その他の競争制限的協定を規制する条約101条は、同条1項において、加盟国間通商に影響を与えるおそれがあり、域内

目次

- I はじめに
 - 1 新・水平的協定ガイドライン
 - 2 標準化協定章
- Ⅱ 標準化協定章の概要
 - 1 標準化協定の意義および検討対象市場
 - 2 条約101条1項に基づく分析に関する記載
 - 3 条約101条3項に基づく分析に関する記載
- Ⅲ 評価

市場内の競争機能を妨害、制限もしくは歪曲する目的または効果を有する事業者間の協定、事業者団体の決定等を禁止した上で、同条3項において、同項所定の要件を満たす協定等について同条1項の不適用を宣言し得る旨規定している。

標準化協定章は、同条1項および3項の観点からの分析についてそれぞれ項目を設けて解説している。

(1) 標準化協定の競争促進的性格

標準化協定は通常、域内市場における相互参入や新製品開発を促進するなど、重要かつ有益な経済効果をもたらす。標準は通常、競争を促進し、製造・販売コストを低減し、かつ、品質の維持・向上、情報提供、相互運用性・互換性確保を可能にする(263項)。

(2) 異なる利害を有する当事者群

知的財産権が含まれる標準における当事者は、理論上、3つのグループに区分できる(267項)。

- ① 上流市場においてもっぱら技術の開発および供与に従事する企業群。ライセンス収入は唯一の収入源なのでこれを最大化することについてインセンティブを有する。
- ② 下流市場においてもっぱら他者の開発にかかる技術を使用して商品を製造または役務を提供する企業群。ライセンス料はコストなのでこれを減少または回避することについてインセンティブを有する。
- ③ 技術開発および商品販売に従事する企業群(垂直統合企業)。当該企業群のインセンティブは複合的なので、保有する必須知的財産権を他社が保有する知的財産権とのクロスライセンスに供することがあり得る。

(3) 競争制限的効果の諸相

標準策定は、価格競争の減少、革新的技術の排除および標準へのアクセス制限による競争者排除・差別的取扱い等を通じて、価格競争制限や、生産、販売、革新および技術発展の制限・支配をもたらす可能性がある(264項)。

(ア) 価格競争の減少

事業者らが標準策定の文脈において競争制限的協議を行う場合には、検討対象市場における価格競争を減少または消滅させる結果になり得る(265項)。

(イ) 革新的技術の排除

標準への採用を求めて競合する代替的技術のうちいずれかが選択され標準が採択されると、競合技術が参入障壁に直面し市場から排除されるおそれがある。標準において排他的に特定の技術を使用するよう求める場合や、そのために標準化団体のメンバーによる技術開発を制約する場合も同様である。事業者が標準策定過程から不当に排除された場合には、技術革新に対する制約のおそれは増大する(266項)。

(ウ) 標準へのアクセス制限

標準化は、標準策定の成果(技術仕様や必須知的財産権)への実効的なアクセスを制限する場合には競争制限的効果を生じ得る(268項)。

標準の実施に必須の知的財産権を保有する者は当該標準の利用をコントロールできるので、これに加え当該標準が商品役務市場への参入障壁となる場合には、当該必須知的財産権保有者は当該商品役務市場をコントロールすることができる。それゆえ、必須知的財産権保有者は当該必須知的財産権のライセンス供与を拒絶したり、超過的ライセンス料を請求したりして標準に対する実効的アクセスを阻害する(標準採択後に利用者を「ホールドアップ」すること等)が可能である(269項)⁽⁶⁾。

(4) 目的において競争制限的な協定

条約101条違反認定には競争制限的な目的または効果の立証が必要であるところ、目的自体が競争制限的な協定については競争制限的効果の立証を要しないとされている⁽⁶⁾。標準化協定章では、以下の目的を有する協定が競争制限的なものとして例示されている。

(ア) 競争者排除目的の標準化協定

競争者排除目的の競争制限的協定の一部分として標準を利用する協定は、目的において競争制限的である。策定した標準に適合しない商品を販売しないよう第三者に圧力を加える旨の各国製造業者団体における協定や、現行の標準から新技術を共同して排除する旨の

現行製品製造業者による協定は、この範疇に含まれる(273項)。

(イ) 価格固定目的の標準化協定

下流市場の商品価格または代替的的財産権・技術の価格を固定するための隠れ蓑として、標準の採択に先立ちライセンス条件を開示して競争を減少させようとする協定は、目的において競争制限的である(274項)。ただし、技術移転契約ガイドライン⁽⁷⁾に従って組成されるパテントプール等を価格固定目的であるとして禁止するものではない(274項脚注)。

(5) 競争制限的効果

水平的協定が目的において競争制限的といえない場合には、検討対象市場における競争制限的効果が検証されることとなる。

標準化協定章は、この点に関していわゆるセーフハーバーを具体的に示しており注目される(下記(ア)(i)参照)。また、標準化団体における規格策定において、セーフハーバーを満たすため具体的にいかなる内部規則(後述のIPRポリシー等)を定めることが必要であるか、また可能であるか具体的に明らかにしている点も興味深い(下記(ア)(ii)参照)。

(ア) セーフハーバー

(i) セーフハーバー

目的において競争制限的ではない標準化協定については、競争に対する現実的・潜在的影響を法律的文脈および経済学的文脈から分析しなければならない(277項)。

まず、市場支配力(競争的価格水準を上回る価格を相当期間にわたり維持でき、または競争的な水準を下回る商品産出量、品質および多様性または技術革新を相当期間にわたり維持できる能力)なくしては標準化協定が競争制限的効果をもたらすことは不可能であるので、多数の標準の間で実質的競争が存在する場合に競争制限的効果が生じることは稀である(277項)。

また、市場支配力を形成するおそれのある標準化協定については、①標準策定への参加に制限を付さず、②標準採択にかかる手続に透明性があり、③当該標準の遵守義務を課さず、かつ④当該標準に対するFRAND条件によるアクセスを提供する場合には、通常、競

争制限に該当しない(280項)⁽⁸⁾。

具体的には、標準策定への制限なき参加を確保するため、標準化団体の内部規則において、当該標準の影響を受ける市場におけるすべての競争業者が標準選定手続に参加できるよう保障されていることが必要である。議決権の配分や技術の選定基準に関して、標準化団体において客観的かつ非差別的な手続を設けていることも必要である(281項)。手続の透明性に関しては、標準化作業の各段階において、標準化作業の進捗および見通しについて、利害関係者に対して実質的な通知を行う手続を定めていることが必要である(282項)。また、標準に対するFRAND条件による実効的アクセスが標準化団体の規則において確保されることも必要である(283項)。

(ii) 知的財産権が含まれる標準への実効的アクセスの確保

知的財産権が含まれる標準については、関連業界に適応し標準化団体における必要性に適応した、明確かつ均衡のとれた知的財産権取扱指針(以下「IPRポリシー」という)が定められることにより、当該標準を実施する者が当該標準へ実効的にアクセスできる可能性が高まる(284項)。

(a) FRAND宣言

標準に対する実効的アクセスを確保するためには、自ら保有する知的財産権が標準に含まれるよう求める参加者に対して、必須知的財産権についてすべての第三者に対してFRAND条件にてライセンスを提供する旨の撤回不能な確約(以下「FRAND宣言」という)を書面により提出するよう、IPRポリシーにおいて求めることが必要である(FRAND宣言は標準採択前に提出される必要がある)(285項)⁽⁹⁾。関連業界が当該標準にロックインされた後に知的財産権保有者がライセンス供与を拒絶したり超過的あるいは差別的なライセンス料を課すことにより、標準の実施を困難にすることは、FRAND宣言により回避できる(287項)。

なお、FRAND宣言の実効性を確保するためには、FRAND宣言を行った知的財産権保有者に対し、当該知的財産権ないしその実施権の譲受人もまた当該FRAND宣言に拘束さ

れるよう、譲渡当事者間の契約等を通じて確保するよう求めることも必要である(285項)⁽¹⁰⁾。

(b) 保有知的財産権の誠実な開示

策定中の標準の実施に不可欠となる可能性のある知的財産権については、IPRポリシーにおいて、参加者に対して誠実な開示を求めることが必要である。これにより必要な情報に基づく選択が可能となり、標準への実効的アクセスという目標の達成が容易になる。

当該開示は、参加者が特定の技術について知的財産権を有している可能性がある旨、請求項等を特定することなく宣言することで足りる(286項)⁽¹¹⁾。

(c) FRAND条件該当性の評価方法

標準化団体が参加者のライセンス供与条件についてFRAND条件を満たすか否か検証することは、条約101条遵守の観点からは求められていない。参加者の側において、自己のライセンス供与条件(とりわけライセンス料)がFRAND条件を満たすか自己評価することが必要である⁽¹²⁾(288項)。

ライセンス料が不公正・不合理か否かは、当該ライセンス料と当該知的財産権の経済的価値との間の合理的関連の有無に基づいて評価されるべきである⁽¹³⁾(289項)。このガイドラインは、係争当事者がFRANDライセンス料率の水準に関する争いを民事・商事裁判所において解決する可能性を損なうものではない(291項)。

(イ) セーフハーバーに該当しない標準化協定

セーフハーバーに該当しない標準化協定については、条約101条に違反するか否かについて事業者らが「自己評価」を行う必要がある。標準化協定章は、以下のとおり、競争制限効果について評価するための視点を具体的に例示している。

(i) 技術間競争の観点からの分析

標準化協定が競争制限的効果を生じ得るか否かは、標準化団体メンバーによる代替的標準または商品の開発が自由であるとされているか否かによる。たとえば、メンバーが標準に適合する製品しか製造しないよう拘束する場合には、競争に対して消極的影響を及ぼす

危険が著しく増大し、状況によっては目的において競争制限的(上述(4)参照)にもなる。同様の考え方からすると、最終商品のマイナーな部分しかカバーしない標準が競争上の懸念につながる可能性は、広範囲に及ぶ標準より少ない(293項)。

(ii) 標準へのアクセスの観点からの分析

標準の結果(標準遵守のための細目や必須知的財産権)にメンバーまたは第三者がアクセスできず、または差別的な条件の下でアクセスできないにすぎない場合には、競争は制限されることとなる。しかし、複数の標準が競合関係にある場合や、標準による解決手段と標準によらない解決手段とが競合関係にある場合におけるアクセス制限は競争制限的効果を生じない(294項)。

また、標準策定過程への参加が開かれている(当該標準の影響を受ける市場の全競争業者・利害関係人が当該標準の選択および策定に参加できる)場合には、競争制限的効果発生のおそれは低下する。標準が市場に及ぼし得る影響が重大であるほど、また当該標準が適用され得る分野が広範囲であるほど、標準策定過程への平等な参加を許容することはいっそう重要である(295項)⁽¹⁴⁾。

知的財産権開示について上記のモデル((ア)(ii)(b))と異なるもの(たとえば、知的財産権の開示を要求せず推奨するにとどめるモデル)を採用している協定については、当該モデルが当該標準に対する実効的アクセスを保障しているか(情報を与えられた上で技術および関連知的財産権が選択されるということが妨げられていないか)、事案ごとに評価される(298項)⁽¹⁵⁾。

(iii) 関連商品の市場占有率からの分析

標準策定にかかる協定の影響を評価するためには、当該標準を基礎とする商品役務の市場における市場占有率を考慮に入れるべきである。当該標準が業界の大部分に採用されることとなるか、関連業界の周縁部分でのみ用いられるにとどまることとなるか、確度の高い評価を行うことは標準策定の初期段階においては必ずしも可能でないかもしれないが、多くの場合には、標準策定参加者の検討対象市場における市場占有率を算定尺度として用

いることができる。

もっとも、標準の策定・適用に關与する業界の市場占有率が高いほど比例的に標準の実効性が高まることからすると、当該標準の影響を受ける市場における市場占有率が高くとも、競争制限的効果が生じるとの結論につながるとは限らない(296項)。

(iv) 差別的標準

参加者または潜在的参加者の一部を明確に差別的に取り扱う標準化協定は競争制限的効果をもたらす得る。たとえば、上流市場でのみ活動し下流の製品市場で活動していない事業者を標準化団体が明確に排除している場合には、より優れている可能性のある技術の排除につながる可能性がある(297項)。

(v) 最大ライセンス料率等の事前開示

ライセンス供与条件における制限条項の最大限度(最大ライセンス料率等)を事前に開示するよう定める標準化協定は、原則として競争を制限するものではない⁽¹⁶⁾。

標準の選択にかかわる当事者が、利用可能な技術上の選択肢および関連知的財産権のみならず、当該知的財産権にかかる費用見通しについても完全な情報を与えられることが重要だからである(299項)。

- (5) ただし、必須知的財産権を保有することから市場支配力の保有または行使を推定することはできず、事例ごとに評価を行う必要がある(269項)。
- (6) 「目的」とは、協定締結時の主観的意図ではなく、協定が有する客観的な意義・目的をいうと考えられている。Richard Whish, *Competition Law* 116 (6th ed. 2009) 参照。
- (7) *Guidelines on the application of Article 81 of the EC Treaty to technology transfer agreements* (2004/C 101/02)。
- (8) なお、セーフハーバーを満たさない標準化協定について、条約101条1項にいう競争制限が推定されるものではない(279項)。
- (9) 他方、知的財産権保有者が当該知的財産権にかかる技術を標準から除外してFRAND宣言の免除を受けることについても、標準策定の初期段階で技術を除外する場合についてはIPRポリシーにおいて許容すべきである(285項)。
- (10) FRAND宣言の知的財産権譲受人への“承継”については、知的財産権保有者が必須宣言およびFRAND宣言をしていた特許を第三

者へ譲渡した事案において、譲受人がFRAND宣言を行ったことを歓迎する旨欧州委員会が発表した例がある(欧州委員会公表文「Commission welcomes ICom's public FRAND declaration」(2009年12月10日(MEMO/09/549)))。

- (11) 当該開示は、標準策定の進展に伴って継続的に、また合理的努力に基づく知的財産権解釈によって行われることとなる(286項)。なお、当該開示は「合理的努力」に基づくものであれば足りるので、知的財産権保有者に対して特許調査を義務付けるものではない(Woods, *supra* note 1, at 4)。
- (12) 参加者は、FRAND宣言がライセンス料水準の設定の自由に対する自己制約となることを想起する必要がある(参照、288項)。
- (13) 当該標準に事業者がロックインされる前とロックインされた後におけるライセンス料を比較する手法(289項)、必須性等について独立の専門家による客観的分析を徴求する方法、標準策定過程におけるライセンス供与条件の事前開示内容を参照する方法、同一の知的財産権について他の標準において課されているライセンス料から示唆を得る方法(290項)等が例示されている。
- (14) ただし、参加者数に制限を付さなければ標準の採択は不可能であったであろう場合には、標準化協定が競争制限的効果につながることはない(295項)。
- (15) 標準において採用され得る技術がすべて知的財産権によってカバーされている場合においては、参加者に対して保有知的財産権の開示を求めず、推奨もせず、単に、規格に関連するいかなる知的財産権についてもFRAND条件によりライセンス供与する旨の確約を求めるにとどめても、技術選択に支障が生じることはなく(いずれの技術を選択してもFRAND条件に基づくライセンス料支払義務が生じる点においては相違がない)、他方で開示に伴う追加費用の発生が回避され、早期の標準策定にも資すると考えられるので、競争制限的ではない(327項記載の想定事例参照)。
- (16) したがって、標準化団体がIPRポリシーにおいてその旨定めることも通常は競争制限につながらない(299項)。

3 条約101条3項に基づく分析に 関する記載

標準化協定が競争を制限すると評価される場合には、続いて、競争制限的効果と競争促進効果の比較検討が行われることとなる。

具体的には、協定が条約101条3項の4要件を満たす場合、すなわち①商品生産等の改

善または技術等の発展に寄与し、②その結果として生ずる利益を消費者へ公平に分配するものであって(積極的要件)、③必要不可欠でない制限を参加者に課すものではなく、④当該商品の実質的部分について参加者に競争を排除する可能性を与えるものではない(消極的要件)旨を協定当事者が証明する場合には、競争制限的效果による消費者への消極的影響が補填されるものとして、同条1項の適用が免除される。

標準化協定章は、これら4要件について、先行するガイドライン⁽¹⁷⁾に従い、①③②④の順に検討している。

(1) 効率性の向上

標準化協定は多くの場合効率性向上をもたらす。たとえば、欧州域内全域における標準は共同市場の形成を促進し、事業者らが全加盟国において商品役務を販売することを可能とし、もって消費者の選択の増大および価格の低下をもたらす。技術上の相互運用性や互換性を確立する標準は、多くの場合、異なる事業者間の技術競争を増進し、特定の供給者へのロックインを防ぐ助けとなる。また、標準は売手・買手間の取引費用を減少させ得る。品質、安全および環境に関する標準もまた、消費者による選択を容易にし品質向上につながり得る。さらに、標準は新技術の上市に要する期間を短縮し、合意された解決手段の上で、事業者が革新を重ねることを容易にするので、技術革新においても重要な役割を果たす(308項)。

ただし、標準化協定において効率性向上を達成するためには、当該標準を適用するため必要な情報が、市場参入を望む者にとって実質的に入手可能でなければならない(309項)。

(2) 必要不可欠性

標準策定への参加は、通常、当該標準により影響を受ける市場におけるすべての競争業者に対して開かれているべきである(316項)⁽¹⁸⁾。

また、一般に標準化協定は、その目的に必要な範囲を超える範囲をカバーすべきではない。必須でない知的財産権を標準の不可欠な部分として組み入れ、ライセンス料を支払う

よう利用者に強制することは、効率性向上のため必要不可欠とはいえない(317項)。

標準化協定において、当該標準を当該業界において拘束力を有する義務的標準とする 것도、原則として、必要不可欠とはいえない(318項)⁽¹⁹⁾。

(3) 消費者への分配

効率性向上の利益は、当該標準化協定による競争制限的效果を上回るように消費者へ分配されなければならない。この点に関しては、利用者および最終消費者の利害を保護するためいかなる手続が用いられているかが分析される。標準が既発商品役務等と新商品役務等との間の技術的相互運用性および互換性または競争を促進する場合には、当該標準は消費者に利益をもたらすと推定される(321項)。

(4) 競争排除の不存在

標準化協定が当事者に対して競争排除の可能性を与えるか否かは、当該市場におけるさまざまな競争の要素、当事者に課される競争上の制約の程度および当該協定が当該競争上の制約に与える影響による。たとえば、当該標準が商品役務の限られた部分にしか関係しないものである場合には、競争が消滅させられる蓋然性は低い(324項)。

(17) *Guidelines on the application of Article 81(3) of the Treaty* (2004/C 101/08) 39項。

(18) すべての競争業者が参加することにより重大な非効率を生じる場合や、集団的な利益を代表するための手続が予定されている場合には別論である(316項)。

(19) 標準の遵守状況の検証についてある組織に排他的権限を付与することは、競争を制限する可能性がある。この排他性は、多額に及ぶ初期費用を回収する必要等によって一定期間であれば正当化し得るものの、排他性から生じる競争への影響のおそれを軽減する措置を設けるべきである。とりわけ、認証費用は合理的かつ検査費用に見合う額であることが必要である(319項)。

Ⅲ 評価

標準化協定章は、以上のとおり、標準化協定について条約101条に関する検討の視点を具体的に提示している。とりわけ、標準化団

体が参加者に対して知的財産権開示義務やFRAND宣言提出義務を課すことをセーフハーバー該当性要件として明示したことは、標準策定過程の透明化を強く促し、合理的ライセンス料による標準へのアクセスを確保しようとする欧州委員会の姿勢の現れであるといえる。

なお、標準策定後における知的財産権行使をめぐる問題（不合理なライセンス料請求等）については、条約102条（市場支配的地位濫用の禁止）の適用も考え得るところである。標準化協定章はかかる問題について、標準策定過程の透明化等を通じて問題発生を未然防止することによって対処しようとしているものといえる。

標準化協定章は、標準化団体の内部規律について多様な選択肢が存在することを具体的に示した点においても注目される。たとえば、ライセンス供与条件については、標準化団体が必須知的財産権保有者に対してFRAND宣言を求めるとをセーフハーバー該当性要件としつつ（Ⅱ2(5)(ア)(iii)(a)参照）、最大ライセンス料率等の開示を求めるとも原則として条約101条に違反しないと（Ⅱ2(5)(イ)(v)参照）、FRAND条件の具体的内容をめぐる争いを回避する手段を示唆している。また、保有知的財産権開示については、標準化団体が各参加者に対して開示を求めるとをセーフハーバー該当性要件としつつ（Ⅱ2(5)(ア)(iii)(b)参照）、開示を求めずFRAND宣言のみを求めるとも許容される場合があるとし（前掲注(15)参照）、標準策定作業の迅速化を可能としている。標準化団体の内部規律についてさまざまな選択肢が具体的に示されたことにより、各標準化団体がその実情に応じて参加者に対して義務を課す際の競争法上の懸念が減少し、標準化活動が促進されることが期待される。

標準化協定章は、とりわけ国際標準策定の文脈において、わが国、米国等における標準化活動にも影響を与えることとなろう。国際標準策定に関与する各国標準化団体の活動について、標準化協定章において示された考え方とわが国、米国等各国の競争法との関係について各国において検討が行われ、国際的ハーモナイゼーションが図られることが望ま

れる⁽²⁰⁾。

わが国には、研究開発企業として、あるいは垂直統合企業として国際標準の策定に加わってきた事業者等も多く、また国際標準に準拠した商品役務を欧州その他世界各地において提供している事業者が多いことはいうまでもない。国際標準の策定において、また策定後のライセンス活動においては、欧州を含む各法域における競争法への適合性について検討すべき場面が当然に生じ得るのであり⁽²¹⁾、また必須知的財産権の不当な行使に対して各法域における競争法上の観点から対応を検討すべき場面も生じ得ることからすれば⁽²²⁾、新・水平的協定ガイドライン標準化協定章は、わが国企業の事業活動にとっても重要な指針となるものであるといえる。

(20) たとえば、標準化協定章は保有知的財産権開示のために特許調査を行うことを求めているが（注(11)参照）、わが国、米国等の標準化団体において（わが国でかつて行われていたように）特許調査が必要とされれば国際標準の迅速な策定が害されかねない。必須でない知的財産権に関するライセンス料徴収の許容性（Ⅱ3(2)参照）についても、各国において各国競争法に基づいた議論が必要とされることとなるであろう。

(21) 第3世代移動体通信システムにかかる技術規格に関する特許権のライセンス方法について、欧州、米国および日本の競争当局に対して事前相談が行われた例がある。公正取引委員会「特許・ノウハウライセンス契約に関する事前相談制度に基づく相談の回答について」（平成12年12月14日）参照。

(22) わが国企業が、外国企業による必須知的財産権ライセンス供与条件についてFRAND条件に反する旨欧州委員会に対して申告したことを窺わせる例として、日本電気株式会社「欧州委員会への申告書の取り下げについて」（2009年11月24日付同社報道発表文）がある。